

平成23年度

建築物節電改修支援事業費補助金

公募要領

平成24年2月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下SIIと言う)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、SIIの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. SIIから補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する建築物節電改修支援事業費補助金は、経済産業省が定めた建築物節電改修支援事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、既築建築物に一定の節電効果を有する設備等を導入しようとする方に交付するものです。

1 事業概要

1-1. 目的	5
1-2. 事業概要	
(1)補助金名	5
(2)公募予算額	5
(3)補助対象事業	5
(4)補助対象事業者	5
(5)補助対象経費	6
(6)補助率と補助金額	6
(7)補助対象の事業期間	6

事業概要の補足

補助事業者の申請について	7
補助対象となる建築物について	9
補助対象経費について	10
中小企業者の定義	12
節電効果の計算方法	14

2 事業の実施方法

2-1. 事業スケジュール	18
2-2. 公募～交付決定	
(1)事業の公募について	19
(2)交付の申請について	19
(3)審査について	19
(4)交付の決定について	19
2-3. 補助事業の開始～完了	
(1)補助事業の開始について	20
(2)補助事業の計画変更について	20
(3)工事の完了について	20
(4)補助事業の完了について	20
2-4. 実施報告～補助金の支払い	
(1)実績報告及び額の確定について	20
(2)確定検査について	20
(3)補助金の支払いについて	20
(4)取得財産の管理等について	21
(5)採択案件の公表について	21
(6)利用状況の報告について	21
(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	21

3 申請方法

3-1. 申請条件	23
3-2. 提出書類一覧表	23
中小企業組合による、組合員事業の申請について	24
3-3. 申請方法	25
3-4. 公募期間及び提出先	
(1)公募期間	25
(2)申請書提出先及び問い合わせ先	25

4 交付申請書の様式・入力例

全ての申請において必要な書類	26
----------------	----

5 交付申請書の様式・入力例

該当する申請において必要な書類	37
-----------------	----

6 よくある質問と回答

	44
--	----

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 目的

本事業は、東日本大震災の電力需要対策の一環として、民生部門の節電を推進し、既築建築物に一定の節電効果を有する設備等を導入する補助事業を行うことにより、夏以降の電力需給対策への貢献を図ることを目的とする。

1-2 事業概要

既築の民生用建築物において、一定の節電効果を有する設備を導入する場合、その経費の一部を補助する。

(1) 補助金名

建築物節電改修支援事業費補助金

(2) 公募予算額

約150億円程度

(3) 補助対象事業

以下の要件を満たす事業を対象とする。

- ① 既存の民生建築物において行われること。(新築・増築の建築物は対象としない)
- ② 既設の設備(空調、給湯、照明、冷蔵・冷凍、その他設備等)を改修等すること。
- ③ 設備の改修等によって、建物一棟の電力消費量に対して10%以上の節電効果があること。
- ④ 補助事業の遂行能力を有し、継続して節電効果に関する報告が可能なこと。

(注1) 単体の設備区分(空調、照明などの設備単位)の改修等を行う場合、当該設備区分の半分以上を改修し、電力消費量に対して10%以上の節電効果がある場合も補助の対象とする。

(注2) 節電効果の如何にかかわらず、改修前後で一次エネルギー使用量が増加する事業は対象外とする。

(注3) 同一敷地内にある複数の建築物で、電力消費量がまとめて計測されている場合、全体を一つの建築物とみなして取り扱うこととする。

- ▼ 「民生建築物の例」については、P9を参照
- ▼ 「同一敷地内に複数の建築物がある場合の取り扱い」については、P9を参照
- ▼ 「補助対象となる設備の例」は、P10を参照
- ▼ 「節電効果の計算方法」については、P14を参照
- ▼ 「一次エネルギー使用量の計算方法」については、P16を参照

(4) 補助対象事業者

原則、対象となる事業の設備と建築物の所有者とする。

(注1) 設備と建築物の所有者が異なる場合、建築物の所有者から設備の設置承諾を得ること。

(注2) リース、割賦販売、ESCO(シェアードセイビング)等を活用し、事業主と導入設備の所有者が異なる場合、設備と建築物の所有者と共同で申請を行うこと。

(注3) 中小企業組合が、組合員へリースを行うために設備を一括して購入し、別途定める交付要件を満たす事業を行う場合、当該中小企業組合を代表として申請を行うことができる。
(申請にあたっては、事前にSIIに問い合わせを行うこと)

- ▼ 「設備の設置承諾」については、P7を参照
- ▼ 「申請者の区分と留意事項」、「割賦販売、ESCO(シェアードセイビング)の取り扱い」については、P7を参照
- ▼ 「中小企業組合が行う事業」については、P24を参照

(5) 補助対象経費

① 経費区分

以下の区分ごとに補助対象経費を算出する。

設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造(改造を含む)又は、据付等に要する経費(ただし、土地の取得及び賃借料を除く)
計測装置費	補助事業の実施に必要な計測装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は、据付等に要する経費
工事費	補助事業に実施に不可欠な工事に要する経費

(注1) 消費税は補助対象外とする。

▼ 各経費区分における「補助対象経費の範囲」については、P10を参照

② 補助対象経費の算定等

補助対象経費(設備費、計測装置費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、内容と認められる事業の標準価格等を参考として、算定されること。

(注1) SIIから交付決定(補助金の交付対象事業に決定すること)を受け、工事の発注を行う過程において原則、3社以上の競争入札もしくは見積合わせを行い、標準価格の根拠とすること。

▼ 「補助対象経費の根拠」については、P11を参照

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)が含まれないこと。

他の補助事業に申請している場合は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

(6) 補助率と補助金額

① 補助率

補助対象経費の1/3以内とする。

ただし、中小企業者は補助対象経費の1/2以内とする。

▼ 「中小企業者の定義」については、P12を参照

② 補助金額

・上限 5,000万円 補助対象経費の多寡に関わらず補助金の上限は5,000万円とする。

・下限 100万円 補助金の合計が100万円に満たない場合は申請不可とする。

(7) 補助対象の事業期間

① 公募期間 : 平成24年1月30日～2月29日までに交付申請を完了すること
(一次) ※二次以降の公募については、現在未定

② 交付決定 : 平成24年4月中旬予定

③ 工事期間 : 交付決定日～平成24年7月31日までに完了すること

④ 事業完了 : 平成24年8月31日までに完了すること
(支払完了)

(注1) 交付決定以前に契約・着工している場合は、補助対象外とする。

事業概要の補足

■ 補助事業者の申請について

(1) 申請者※の区分と留意事項

※申請者とは、補助金の交付を申請しようとする者のことを言う。

区分	留意事項	備考
建築主等	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。 ●区分所有の建物の場合で、所有者が複数存在し、設置される設備が共用もしくは部分共用の場合、申請時に原則所有者全員の承諾をとることにより、区分所有法(建物の区分所有等に関する法律)に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。 ※この場合、事業に関する集会の決議と規約を保管すること。 ●設備所有者と建築物所有者が異なる場合は、申請時に建築物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。但し、単独で電力計測をしていること。 	登記簿にて所有権を確認できること。
区分所有法における管理組合法人(賃貸・分譲住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸・分譲集合住宅の場合で、設置される設備が共用の場合、区分所有法における管理組合法人が申請できるものとする。 ●管理組合は区分所有法に規定する法人格を有し、補助事業で有した設備等を管理組合法人で資産計上できるものであること。 	
ESCO(共同申請者)	<ul style="list-style-type: none"> ●シェアードセービング事業者とし、上記建築主等と共同申請とする。 ●申請における節電効果を保証できること。 ●ESCO料から補助金相当分が減額されていること。 ●ESCO契約は、導入設備を法定耐用年数(複数の場合は最長のもの)の間、使用することを前提としたものであること。 	複数のESCO事業者を介しての申請は不可。
リース ※割賦販売事業者を含む(共同申請者)	<ul style="list-style-type: none"> ●リース(割賦)を活用する場合は、上記建築主等と共同申請とする。 ●リース料(割賦料)から補助金相当分が減額されていること。 ●リースの契約は、導入設備を法定耐用年数(複数の場合は最長のもの)の間、使用することを前提としたものであること。 ●一括リース(割賦)とし、部分リース(割賦)は不可。 	複数のリース(割賦)を介しての申請は不可。

(注1) 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。

(注2) 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
また、申請時に証券所有者全員の設備設置承諾をとること。

(注3) 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。

(2)ESCO、リース、割賦販売の取り扱い

● ESCOの取り扱い

・削減保証量・ペナルティ

ESCO契約書には削減保証量(kWh/年)を記載すること。削減保証量はSIIが認める特段な理由がない限り申請書に記載したものと同一数値にすること。

また、削減保証量未達の場合の明確なペナルティ条項が無いESCO契約は認めない。

・サービス料金

ESCOサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

・サービス期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。

なお、ESCO事業者が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。

よって、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

● リースの取り扱い

・リース料金

リース料から補助金相当分が減額されていること。

・リース期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。

なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。

よって、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

● 割賦販売の取り扱い

・割賦料金

割賦料金から補助金相当分が減額されていること。

・所有権

割賦期間が終了した際は、速やかに共同申請者に所有権移転がおこなわれる契約内容であること。

なお、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

■ 補助対象となる建築物について

(1) 民生建築物の例

● 対象となる建築物の例

事務所等	事務所、地方公共団体の支庁、図書館、博物館その他これらに類するもの
病院等	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
物販店舗等	百貨店、マーケットその他これらに類するもの
ホテル等	ホテル、旅館その他これらに類するもの
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、その他これらに類するもの
集会所等	公会堂、集会場、ボウリング場、体育館、劇場、映画館、パチンコ店その他これらに類するもの

※賃貸・分譲用集合住宅については共用部分に限り、補助対象とする。

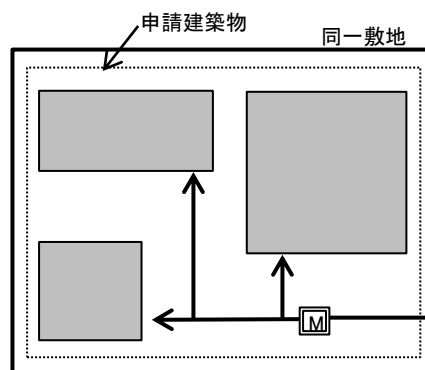
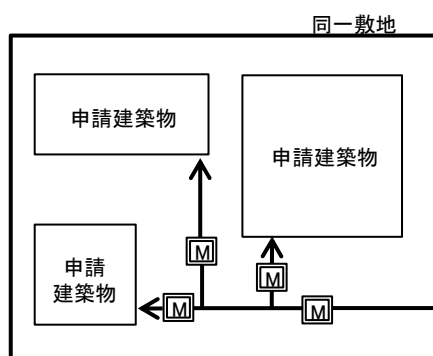
● 対象とならない建築物の例

工場、畜舎、自動車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、その他これに類するもの

(2) 同一敷地内に複数の建築物がある場合の取り扱い

原則、補助対象となる建築物一棟につき一申請とする。

- ・一つの申請者が複数の建築物について申請する場合、申請は建築物ごとに行うものとする
- ・同一敷地内に複数の建築物があり、建築物ごと電力計測が行われている場合は、それぞれの建築物ごとに申請する。
- ・同一敷地内に複数の建築物があり、電力計測がまとめて行われている場合は、全体を一つの建築物と見なして申請できる。



■ 補助対象経費について

(1) 補助対象経費の範囲

● 補助対象となる経費・設備の例

費目	項目	対象範囲	補助対象設備の例	
設備費	空調・給湯設備	熱源機器	一定の節電効果のある機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水機、マルチエアコン、ガスヒートポンプ、排熱回収型ボイラ等
			複数のシステムの組み合わせにより、一定の節電効果のある機器も対象とする	コージェネ(発電機+排ガスボイラ+排熱冷凍機)、熱回収(熱回収型ヒートポンプ+蓄熱槽)、氷蓄熱+大温度差搬送等
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク、配管、ダクト及び付属品
		ポンプ	一定の節電効果のある機器に限る	VWVポンプ等、機器搬入据付費
		空調機器	一定の節電効果のある機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ等
	照明設備	一定の節電効果のある機器に限る	インバータ照明、高輝度型誘導灯、照度センサー、人感センサー、照明制御盤、LED照明※、制御用配管配線及び付属品	
	冷蔵・冷凍設備	一定の節電効果のある機器に限る	冷凍機、冷蔵庫、冷凍ショーケース等	
	その他の設備	電源(受変電設備)	一定の節電効果のある機器に限る	高効率トランス等(変電所の進相コンデンサは対象外)
		電源(負荷設備)	一定の節電効果のある機器に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品(機器～盤間)
		換気機器	一定の節電効果のある機器及び器具に限る	インバータファン、全熱交換器、モータダンパ等
自然・未利用エネルギー利用設備		自然・未利用エネルギー利用機器(熱のみ)に限る	太陽熱利用、井水・地中熱利用、排水熱、河川水等	
断熱等			断熱フィルム、ルーバー、外断熱、複層窓・高性能ガラス等	
	自動制御設備	一定の節電効果のある機器に限る	制御機器、盤類(自動制御盤、インバータ盤等)、制御用配管配線及び付属品	
装置費	計測機器 中央監視	計測装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付等に必要経費	電力量計、熱量計、ガスメーター、温度計等 中央監視装置、機器搬入据付費、BEMS装置、配管配線及び付属品	
工事費		設備及び計測装置の設置と一体不可分な装置に限る	基礎工事、仮設費、運搬費、搬入据付費、機器保温塗装工事費、ダクト・配管工事費、自動制御計装工事費、電源工事費、試運転調整費、工事管理費等	

※LED照明設備は安全性に充分留意すること(日本照明器具工業会HP「直管形LEDランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形LEDランプを使用する際の安全性に関するご注意～」<http://www.jlssn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf>参照)また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。

● 補助対象とならない事業・設備・経費の例

- ・設備区分単位で、電力使用量が増加する事業
- ・使用エネルギーの変更を伴う設備区分について、一次エネルギー使用量が増加する事業
- ・資産計上できない設備等
- ・防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・節電に寄与しない設備工事・建築工事等 (電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、装飾品、点検口等)
- ・運用にかかる費用 (電力費、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・家電に類するもの
- ・太陽光、風力、水力等、自然・未利用エネルギーによる発電設備
- ・蓄電池
- ・機器撤去・処分費
- ・消費税

(2)補助対象経費の根拠

交付決定後、補助事業を発注する過程において補助対象経費の妥当性をはかるため、補助事業の遂行上著しく困難、又は不相当である場合を除き、3社以上の競争入札等を行うこと。

(交付申請時には競争入札は要件としない。ただし、申請前に行った入札結果もその妥当性を認める)

なお、実施にあたっては以下に留意すること。

- ① 工事見積業者の選定にあたっては、同業種の業者を選定(競争関係の成立する業者選定)すること。補助事業者内の決裁等において、業者の選定理由を明確にすること。
- ② 見積業者に対しては、必ず補助事業者自身が見積の依頼をすること。その際、原則現場説明を行い、見積要項、仕様書、見積図書などを提供し、見積条件を明確にすること。
- ③ 見積用の図面には見積範囲、機器類の仕様・性能などを明記し、正確な見積が行えるようにし、見積落ちや過剰見積が生じないよう十分に注意すること。
- ④ 見積に関する質問書を質問の有無に係わらず必ず受領すること。質問がある場合は必ず質疑回答を全工事見積業者に行い、その記録を保管すること。
- ⑤ 各社の見積内訳を比較することによって、各設備項目の価格の妥当性について必ず検証すること。同一項目で極端な価格差がある場合は、見積書を取り直すなど、同一レベルでの見積比較を行った上で、最低落札価格を決定すること。

(注1) 見積費目は設備費、計測装置費、工事費と明確になっていること。
また、必要に応じて「空調」「照明」「給湯」「冷蔵・冷凍」「その他」等 設備区分も分け、判別しやすい書式になるように努めること。

(注2) 見積単価に消費税は含まないこと。

(注3) 以下のような場合は、競争関係の成立する事業者の選定とは認めない。

選定業者例	選定可否	理由	対応方法
総合建設業 設備工事業 専門工事業	×	一般工事において、元請け、下請けの関係があり適正な競争関係が成立しない	例えば3社すべて設備工事業から指定

※選定業者間の格差(例:特定建設業と一般建設業、株式会社と有限会社)がある場合も不可

選定業者例	選定可否	理由	対応方法
専門工事業者A社 専門工事業者B社(A代理店) 専門工事業者C社(A代理店)	×	B、C社はA社の代理店であり適正な競争関係が成立しない	A社以外に因果関係のない2社を選定

選定業者例	選定可否	理由	対応方法
子会社A社 子会社B社 子会社C社	×	補助事業者と資本関係がある場合は、適正な競争関係が成立しない	子会社以外に、因果関係がない2社を選定に参加

(注4) JV構成にて工事を検討する場合、分離発注する場合は、必ず見積先選定前にSIIへ相談すること。(JV構成業者のみでの競争入札、見積合わせは不可とする)。

■ 中小企業者の定義

(1) 中小企業基本法に準じた扱い

中小企業基本法 第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他 (以下の①'～④''は除く)	3億円以下	300人以下
①'ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業 (以下の④'と④''は除く)	5千万円以下	100人以下
④' ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
④'' 旅館業 (旅館業法 昭和23年法律第138号に規定する旅館業)	5千万円以下	200人以下
⑤以下の組合(構成員の2/3以上が中小企業者である場合に限る) ・事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合 (中小企業等協同組合法 昭和24年法律第181号に規定する組合) ・協業組合、商工組合、商工組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律 昭和32年法律第185号に規定する中小企業団体) ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (商店街振興組合法 昭和37年法律第141号に規定する組合)		

※業種は日本標準産業分類(第12回改訂)に基づく。

※①～④''までの業種については、資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※複数の業種がある場合は、直近の決算書において、「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。ただし、「製造小売」は「小売業」に該当とする。

※社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業者にはならない。

※「⑤」の組合には、LLP(有限責任事業組合)、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。

※また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

「みなし大企業」とは下記による

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

「大企業」とは下記による

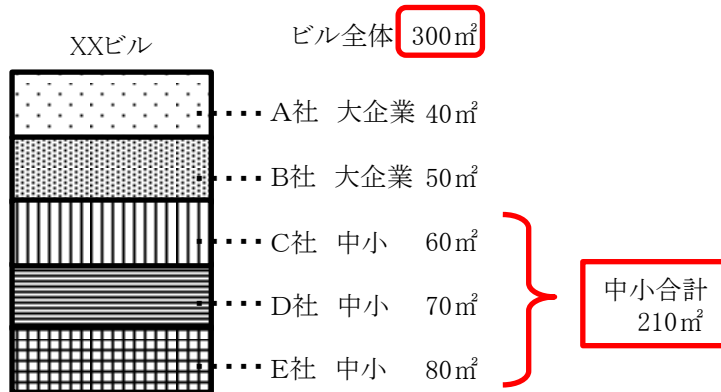
上記「中小企業者以外の事業者」のことを言う。但し、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社、廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律90号)に規定する投資事業有限責任組合は「大企業」に含まれない。

(注1) ESCO、リース、割賦販売を利用の場合、主たる設備を導入する事業者を中小企業者にあたるか否か判断し、補助率を決定する。

(2)規模の異なる事業者による建築物の共同所有

中小企業者と大企業者など、規模の異なる事業者が一つの建築物を共同で所有し、その建築物において補助事業を行う場合、その延床面積に対して中小企業者の持ち分が2/3以上である場合、その申請者は中小企業者として扱い、補助率を1/2以内とする。

$$\text{中小企業の延床比率} = \text{中小企業の延床面積(m}^2\text{)} \div \text{ビル全体の延床面積(m}^2\text{)} \geq 2/3$$



上図の場合、中小企業の延床面積210m²は全体延床面積300m²の2/3以上なので、中小企業と扱う。

■ 節電効果の計算方法

(1) 建築物一棟での設備導入の場合（例：空調設備と照明設備の場合）

建築物全体の電力消費量(kWh/年)を平成20年から平成22年の3年間の平均電力消費量(kWh/年)から10%以上削減できること。

【基本計算式】

改修する設備区分毎に、下記の方法で改修前・改修後の定格消費電力および年間電力消費量を計算すること。

① 空調設備

$$\begin{aligned} \text{冷暖平均定格消費電力(kW)} &= \{ \text{定格冷房消費電力(kW)} + \text{定格暖房消費電力(kW)} \} \div 2 \\ \text{年間電力消費量(kWh/年)} &= \text{冷暖平均定格消費電力(kW)} \times \text{年間稼働時間(h/年)} \times \text{負荷率} \end{aligned}$$

② 照明設備

$$\text{年間電力消費量(kWh/年)} = \text{定格消費電力(kW)} \times \text{年間稼働時間(h/年)}$$

年間稼働時間：1年間の概略運転時間、点灯時間それぞれを想定。

例) 空調設備 365日/年 × 5/7(平日数) × 10h/日 = 2,607(h/年)

照明設備 365日/年 × 5/7(平日数) × 12h/日 = 3,129(h/年)

※改修後の年間稼働時間は原則として改修前と同じとする。

※実際の運用状況を考慮して稼働時間を申告すること。

負荷率：空調、照明、給湯、冷蔵・冷凍では、運転中の機器の平均的負荷率(定格能力に対する比)を想定。照明については、原則定格(1.0)とする。

※改修前と比べて、改修後の実質負荷(定格消費電力×負荷率)を過小評価しないこと。

【削減量・率の計算】

下記の方法で年間電力削減量と削減率を計算し、年間電力削減率については条件を満たしているか確認すること。

$$\text{建築物全体の年間電力削減量 (kWh/年)} = \sum \left\{ \left(\text{設備改修前の年間電力消費量 (kWh/年)} \right) - \left(\text{設備改修後の年間電力消費量 (kWh/年)} \right) \right\}$$

$$\text{建築物全体の年間電力削減率(\%)} = \frac{\text{建築物全体の年間電力削減量(kWh/年)}}{\text{過去3年間の電力消費量の平均値(kWh/年)}} \times 100 \geq 10\%$$

※改修時の節電効果計算は、上記計算式に基づき算出すること。

※空調設備の改修に際しては、冷暖房の平均定格消費電力から算出のこと。

※給湯設備の改修に際しては、冬夏季の平均定格消費電力から算出のこと。

※照明設備の改修に際しては、負荷率は改修前後ともに原則定格(1.0)とすること。

※なお、計算根拠を示せば上記計算式による計算方法を用いなくても構わない。

※電気からガス等、電気から他のエネルギーへの変更を伴う設備区分については、改修後の一次エネルギー使用量が増加しないことを示すこと。

算定については資源エネルギー庁のHPを参照 <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

(■ 自社のエネルギー使用量を把握するための計算ツール)

(2)設備単体での設備導入の場合 (例:空調設備の場合)

設備区分単位の電力消費量(kWh/年)を改修前後で10%以上削減できること。

【基本計算式】

下記の方法で改修前・改修後の定格消費電力および年間電力消費量を計算すること。

$$\text{冷暖平均定格消費電力(kW)} = \{ \text{定格冷房消費電力(kW)} + \text{定格暖房消費電力(kW)} \} \div 2$$

$$\text{年間電力消費量(kWh/年)} = \text{冷暖平均定格消費電力(kW)} \times \text{年間稼働時間(h/年)} \times \text{負荷率}$$

年間稼働時間:1年間の概略運転時間を想定。

例)空調設備 365日/年 × 5/7(平日数) × 10h/日 = 2,607(h/年)

※改修後の年間稼働時間は原則として改修前と同じとする。

※実際の運用状況を考慮して稼働時間を申告すること。

負荷率:空調、照明、給湯、冷蔵・冷凍では、運転中の機器の平均的負荷率(定格能力に対する比)を想定。照明については、原則定格(1.0)とする。

※改修前と比べて、改修後の実質負荷(定格消費電力×負荷率)を過小評価しないこと。

【削減量・率の計算】

下記の方法で年間電力削減量と削減率を計算し、年間電力削減率については条件を満たしているか確認すること。

$$\text{当該設備の年間電力削減量(kWh/年)} = \text{改修前の年間電力消費量(冷暖平均)の総和(kWh/年)} - \text{改修後の年間電力消費量(冷暖平均)の総和(kWh/年)}$$

$$\text{当該設備の年間電力削減率(\%)} = \left[1 - \frac{\text{当該設備の改修後の年間電力消費量(冷暖平均)の総和(kWh/年)}}{\text{当該設備の改修前の年間電力消費量(冷暖平均)の総和(kWh/年)}} \right] \times 100 \geq 10\%$$

【改修率計算方法】

下記の方法で設備台数改修率と設備能力改修率を計算し、いずれかの条件を満たしているか確認すること。

$$\text{設備台数改修率(\%)} = \frac{\text{改修する設備台数の合計}}{\text{改修前の設備台数の合計}} \times 100 \geq 50\%$$

または、

$$\text{設備能力改修率(\%)} = \frac{\text{改修する設備の定格能力(注)の総和}}{\text{改修前の定格能力(注)の総和}} \times 100 \geq 50\%$$

注:空調や給湯のように、冷暖、夏冬で定格能力が異なる場合は平均値とする。

※改修時の節電効果計算は、上記計算式に基づき算出すること。

※空調設備の改修に際しては、冷暖房の平均定格消費電力から算出のこと。

※給湯設備の改修に際しては、冬夏季の平均定格消費電力から算出のこと。

※照明設備の改修に際しては、負荷率は改修前後ともに原則定格(1.0)とすること。

※なお、計算根拠を示せば上記計算式による計算方法を用いなくても構わない。

※電気からガス等、電気から他のエネルギーへの変更を伴う設備区分については、改修後の一次エネルギー使用量が増加しないことを示すこと。

算定については資源エネルギー庁のHPを参照 <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

(■自社のエネルギー使用量を把握するための計算ツール)

(3) 一次エネルギー使用量の計算方法

電気からガス等、電気から他のエネルギーへの変更を伴う設備改修等を行う場合、当該設備改修に伴う節電量は、改修前の電力使用量を100%削減すると計算してよい。

ただし、使用エネルギーの変更を伴う設備区分について、改修後の一次エネルギー使用量が増加しないことを示すこと。

算定については、

経済産業省 資源エネルギー庁のホームページ
 『自社のエネルギー使用量を把握するための計算ツール』
 (<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>)

をダウンロードして活用すること。

エネルギー使用量の簡易計算表							
工場・事業場ごと							
エネルギーの種類	使用量			換算係数			
	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位		
燃 料 及 び 熱	原油	kl	0		38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl	0		35.3	GJ/kl	
	揮発油(ガソリン)	kl	0		34.6	GJ/kl	
	ナフサ	kl	0		33.6	GJ/kl	
	灯油	kl	0		36.7	GJ/kl	
	軽油	kl	0		37.7	GJ/kl	
	A重油	kl	0		39.1	GJ/kl	
	B・C重油	kl	0		41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト	t	0		40.9	GJ/t	
	石油コークス	t	0		29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	0		50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m3	0		44.9	GJ/千m3
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	0		54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m3	0		43.5	GJ/千m3
	石炭	原料炭	t	0		29.0	GJ/t
		一般炭	t	0		25.0	GJ/t
		無煙炭	t	0		26.9	GJ/t
	石炭コークス	石炭コークス	t	0		29.4	GJ/t
		コールタール	t	0		37.3	GJ/t
		コークス炉ガス	千m3	0		21.1	GJ/千m3
		高炉ガス	千m3	0		3.41	GJ/千m3
	転炉ガス	転炉ガス	千m3	0		8.41	GJ/千m3
		都市ガス 13A	千m3	0			GJ/千m3
	その他の燃料		*	0			GJ/*
			**	0			GJ/**
産業用蒸気	産業用蒸気	GJ	0		1.02	(換算係数)	
	産業用以外の蒸気	GJ	0		1.36		
	温水	GJ	0		1.36		
	冷水	GJ	0		1.36		
			0				
			0				
小計①							
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	0	9.97	GJ/千kWh	
		夜間買電	千kWh	0	9.28	GJ/千kWh	
	その他	上記以外の買電	千kWh	0	9.76	GJ/千kWh	
		自家発電	千kWh	()		GJ/千kWh	
小計②			千kWh				
合 計 GJ (③=①+②)							
原油換算 k l					0.0258	kl/GJ	

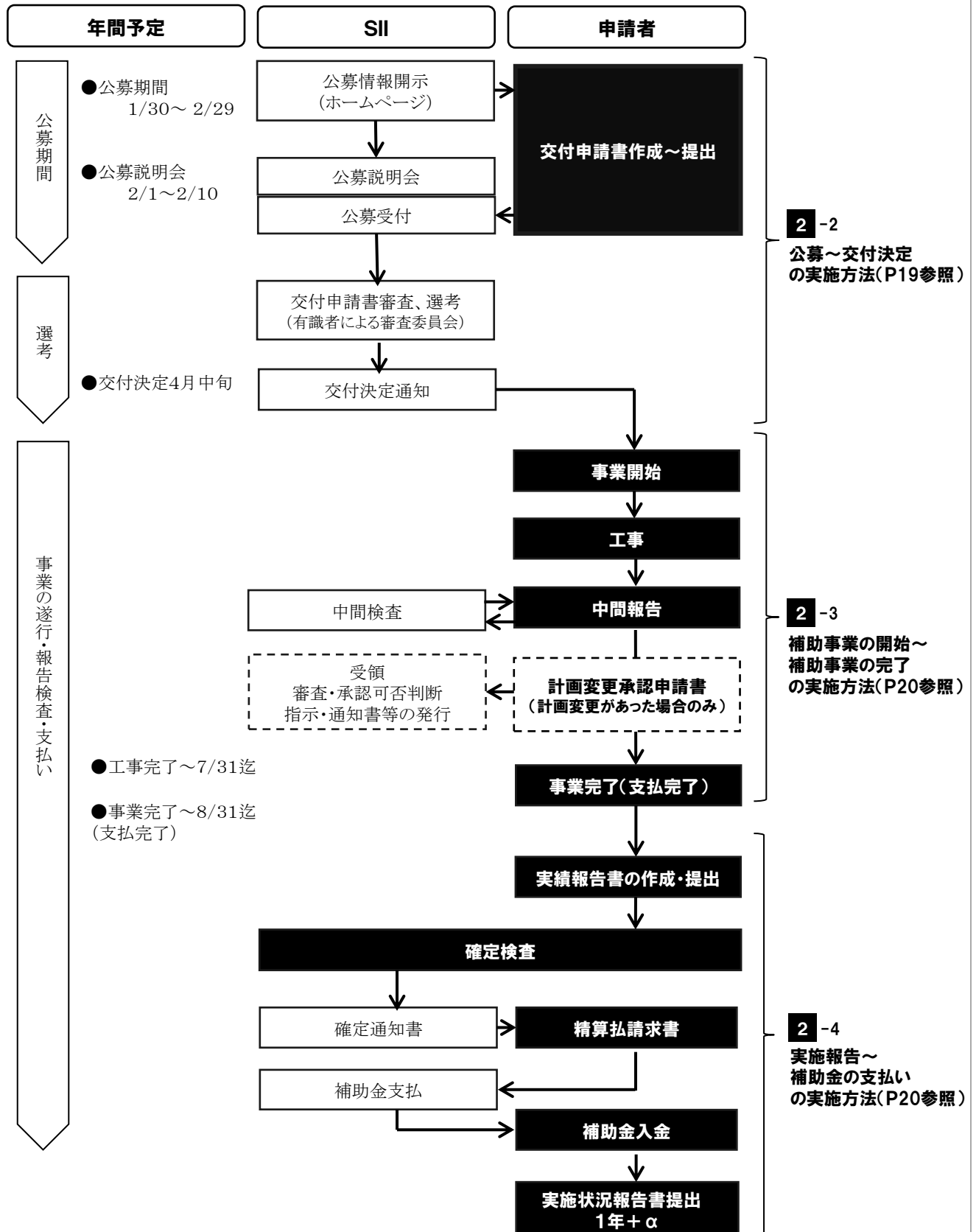
第一種エネルギー管理指定工場	3,000 kl 以上	判定	入力待ち
第二種エネルギー管理指定工場	1,500~3,000 kl	届出様式	---
指定なし	1,500 kl未満		

注) 判定欄は、工場・事業場ごとの指定の有無、種類(第一種、第二種の区分)を示します。

2. 事業の実施

2 事業の実施方法

2-1 事業スケジュール



2-2 公募～交付決定

(1)事業の公募について

SIIは、申請者に対し、一般公募を行い、補助事業の申込みに必要な事項について、必要に応じて説明を行う。また、SIIはホームページ(<http://www.sii.or.jp>)に公募情報を掲載する。

(2)交付の申請について

申請者は、後掲の記載例に従って必要書類を2部作成し、1部をSIIに提出する(申請者は控えを保管すること)。申請にあたっては、申請者区分を確認し「チェックシート」(P27参照)に従って、各提出書類の漏れがないかを確認すること。

(3)審査について

①審査項目は以下の通りとする。

- 1.建築物に節電効果の高い設備を導入し、電力削減量及び電力削減率等を勘案して評価を行う。(節電効果)
- 2.電力削減量あたりの補助対象経費により評価を行う。(費用対効果)
- 3.その他
 - ・申請者の資金計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分であるか
 - ・事業のモデル性
 - ・節電に対する取組内容

②審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行う。

③補助事業者の選定

審査項目の合計で総合点を算出し、総合点(電力削減量、電力削減率、費用対効果等)を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定する。公募が予算額を超える場合は、以下の調整をする場合がある。

【調整事項】

- 1.費用対効果、電力削減量、電力削減率(節電効果)等が上位のものを優先しての採択
- 2.交付決定金額の調整
- 3.同一の申請者による複数の申請案件について、申請件数や金額の調整

(4)交付の決定について

交付決定にあたっては、SII内に設置した審査委員会における補助事業者の選定結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。必要に応じて申請者へヒアリングを行う。

- ・補助対象経費(設備費、計測装置費、工事費)は、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されていること。
- ・補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む)が含まれないこと。
他の補助事業に申請している場合は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。なお、申請案件について他の補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げを条件に交付決定する。

2-3 補助事業の開始～完了

(1)補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始(工事などの契約、発注)が可能となる。なお、交付決定前に契約、発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる(ESCO事業の補助対象事業部分も例外ではない)。

(2)補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。

(3)工事の完了について

当該工事が竣工した時点をもって、工事完了とする。

(4)補助事業の完了について

補助事業者が、工事請負業者等に対して全ての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

2-4 実績報告～補助金の支払い

(1)実績報告及び額の確定について

補助事業者は、事業完了したときから30日以内までに、「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。SIIは、「補助事業実績報告書」を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い(確定検査の実施)、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知(確定通知)する。なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

(2)確定検査について

確定検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は、補助金の支払いができないばかりでなく、交付決定の取り消し、不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行に当たっては、細心の注意を払い実施すること。

(3)補助金の支払いについて

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出する。SIIは、「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。
※共同申請の場合、代表申請者に支払う。

(4)取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

(5)採択案件の公表について

交付決定後、採択案件については事業者名、事業概要等をSIIホームページに掲載する。

(6)利用状況の報告について

補助事業者は、補助事業後、1年間の節電に関するデータを、「補助事業実施状況報告書」によりSIIへ提出する。なお、その実績値が申請目標値を下回る場合は、目標達成まで提出するものとする。

(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに留意すること。

- ①適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ②適正化法第29条の規定による罰則および第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ④SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

<個人情報利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係わる事務処理をする他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、事業改善のためのアンケート調査、公募説明会等の連絡について利用することがある。

3. 申請の方法

3 申請方法

3-1 申請条件

申請に際しては、以下の条件を満たすこと。

建築物一棟の設備区分の中から2種以上導入する場合、建築物全体の電力消費量(kWh/年)を平成20年から平成22年までの3年間の平均電力消費量(kWh/年)から10%以上削減できること。ただし、断熱と自動制御装置のみの組み合わせでの設備導入は補助対象外とする。

※設備区分の中からいずれか1種のみを導入する場合も申請可能とする。その場合建築物全体におけるその設備区分の設備能力又は設置台数の半分以上を改修等し、改修前後でその設備区分単位の電力消費量(kWh/年)を10%以上削減できること。ただし、断熱と自動制御装置の設備単体での導入は補助対象外とする。

3-2 提出書類一覧表

◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No.	区 分	書 類 名 (インデックスタイトル)	備 考	提出書類
①	チェックシート	提出書類チェックシート	本紙	○
②	交付申請書	交付申請書	様式第1	○
		(共同申請の場合は様式第1-2を提出)	様式第1-2	該
③	実施計画書	1.実施概要	実施計画書1	○
		2.補助事業実施体制	実施計画書2	○
		3.システム提案概要図	実施計画書3	○
		4.所要資金計画	実施計画書4	○
		5.建築物全体電力消費量実績値	実施計画書5	○
		6.節電効果計算書	実施計画書6	○
		7.節電効果総括表	実施計画書7	○
		別紙 建築物の所有割合	実施計画書 別紙	該
	資料	工事の参考見積書		○
		改修前の機器のカタログ又は機器表の写真 ※1		○
改修前の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)			○	
改修後の機器のカタログ ※1			○	
改修後の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)			○	
電力会社発行の平成20年から平成22年の電気使用量明細			○	
実施工程スケジュール			○	
一次エネルギー換算値の計算書	電気からガス等、使用エネルギーを変更する際は、提出すること	該		
④	その他	(1)会社概要書(会社案内・業種・従業員数・事業案内等) ※2		○
		(2)事業者の現在事項全部証明書(原本) ※2	・個人の場合は印鑑証明書(原本)と住民票 ・管理組合法人の場合は法人の登記簿謄本 ・組合の場合は登記簿謄本	○
		(3)事業実績(決算報告書・財務のあらまし等) ※2	個人の場合は、確定申告の控え	○
		(4)建物の登記簿謄本(原本)	分譲集合住宅で管理組合法人が申請の場合は、 建物共用部分の登記簿謄本	○
		(5)設備設置承諾書(設備所有者と建物所有者が違う場合)		該
		(6)ESCO契約書(案)	ESCO利用のみ	該
		(7)リース契約書(案)	リース利用のみ	該
		(8)割賦契約書(案)	割賦利用のみ	該
		(9)その他事業説明に必要な書類		該
		(10)作成したデータをコピーしたCD-ROM	提出する書類と同一の内容であること	○

備考 ※1 カタログには、節電計算書に入力したメーカー、型番、数値が入ったページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマーカーをいれること。

※2 共同申請の場合④その他(1)～(3)までの添付書類が各社分必要。

■登記簿謄本、現在事項全部証明書、印鑑証明書、住民票はいずれも発行から3か月以内のものとする。

■会社概要には従業員数、業種が必ず記載してあること。

申請方法の補足

■ 中小企業組合による、組合員事業の申請について

(1) 申請にあたって

- ・組合は、組合員が導入する設備を一括購入し、組合員にリースを行う場合に補助事業に申請することができる。その場合組合は、補助金額相当分を減額し、組合員にリースすること。
- ・申請する組合員は原則同一敷地内に限る。
(「工場団地」「卸団地」「商店街」なども広義の「同一敷地内」として認める)

(2) 交付条件

- ・申請する全組合員の建築物全体の年間電力消費量から10%以上削減できること。
- ・申請する組合員が全て中小企業者であること。(大企業が含まれている場合は補助対象とならない)

(3) 申請必要書類

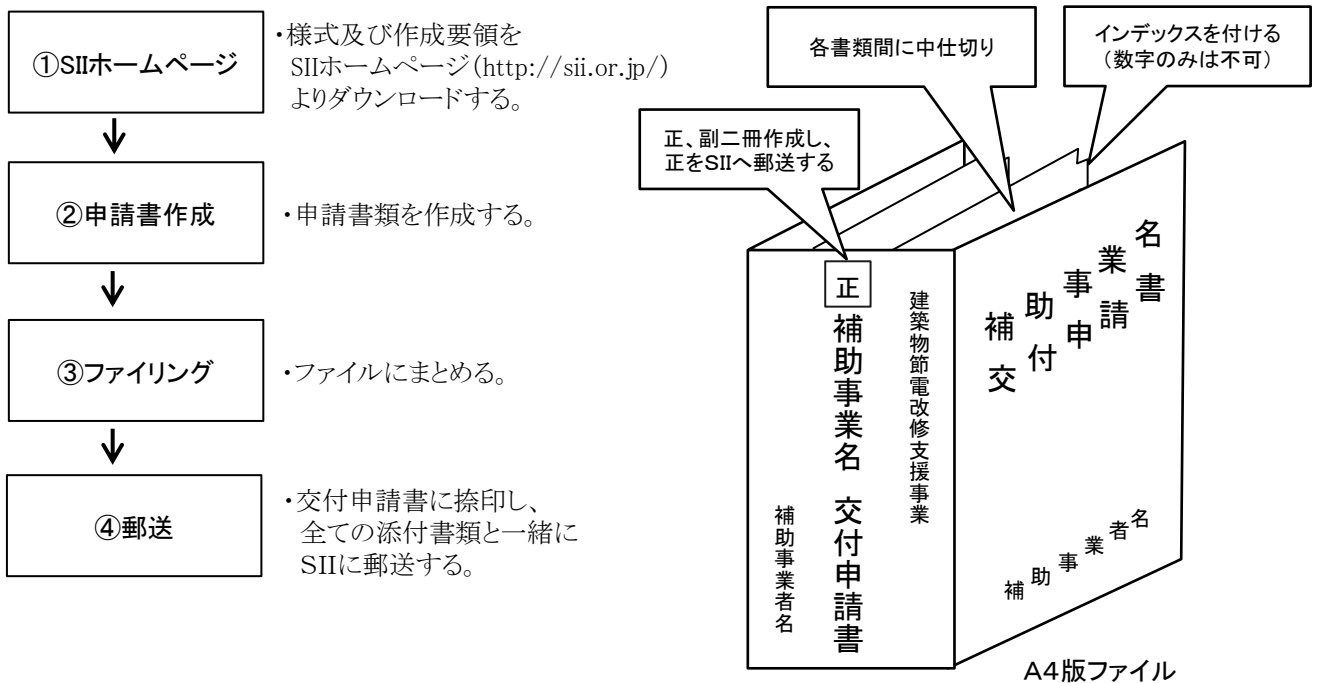
- ・交付申請書(組合員との共同申請に限る)
- ・組合全員の建築物概要及び事業内容をまとめた書類
- ・各導入設備の節電計算とその根拠が分かる書類(設備区分及び全体)
- ・補助事業に係る所要資金計画が分かる書類
- ・工事の参考見積書
- ・改修前後の機器のカタログ、及び機器の配置が分かる図面
- ・改修前後の設備リスト
- ・電力消費量証明書類
- ・電力会社発行の平成20年から平成22年の電力使用量明細
- ・登記簿謄本(組合、組合員)
- ・建築物登記簿謄本
- ・組合と組合員のリース契約書(案)
- ・組合員名簿

※申請にあたっては事前にSIIに相談の上、行うこと。

3-3 申請方法

SIIホームページで「様式及び作成要領」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。

- ・申請者は、公募期間中に以下の書類を2部作成し、捺印した正本1部をSIIに提出すること。
副本1部は申請者の控えとすること。また、作成したデータをコピーしたCD-ROM1枚を提出すること。
- ・申請書類はA4ファイル綴じとし、一冊にまとめ、ファイルには下記図のように表紙及び背表紙に事業名称及び事業者名を記載すること。
- ・各書類が脱落しないように工夫すると共に、前ページの書類名ごと順番にインデックス(数字不可)を付けた中仕切りを挿入し、閲覧しやすいようにまとめること。また、CD-ROMには補助事業名を記載したラベルを貼ること。
- ・CD-ROMに格納するデータの内容は、提出する書類の内容と同一であること。
※ CD-ROMにコピーする際は必ずダウンロードしたエクセル形式のままコピーすること。
(PDF等他の保存形式は不可とする)



3-4 公募期間及び提出先

(1)公募期間

平成24年1月30日(月) ～ 平成24年2月29日(水) ※17:00必着

(2)申請書提出先及び問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-18-11 銀座エスシービル3階

TEL:03-5565-4133 FAX:03-5565-4122

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第2グループ 建築物節電改修支援事業担当宛

お問い合わせ:平日 10:00～12:00、13:00～17:00

※申請者に対して受け取った旨の連絡はしないので配送事故に備え、配送状況が確認できる手段を使用すること。
※郵送先の宛先には略称SIIを使用しないこと。

4. 交付申請書の様式・入力例

全ての申請において必要な書類

- ・提出書類チェックシート
- ・交付申請書(様式1)
- ・実施計画書
 1. 実施概要
 2. 補助事業実施体制
 3. システム提案概要図
 4. 所要資金計画
 5. 建築物全体電力消費量実績値
 6. 節電効果計算書
 7. 節電効果総括表

※提出書類チェックシートの提出書類欄に「該」とある書類はP37以降に掲載

提出書類チェックシート

補助事業名	株式会社〇〇 節電改修工事
-------	---------------

- ◆申請にあたっては、「公募要領」をよく理解した上で申請書類を提出すること。
- ◆インデックスは書類名毎に付けること。また書類の順番を指定の順番から変更しないこと。
- ◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

申請書を確認しながら、出力後、
レ点・提出枚数を記入すること。

No.	区 分	書 類 名 (インデックスタイトル)	備 考	提出書類	確認欄	提出枚数 (部数)	
①	チェックシート	提出書類チェックシート	本紙	○			
②	交付申請書	交付申請書	様式第1	○			
		(共同申請の場合は様式第1-2を提出)		該			
③	実施計画書	1.実施概要	実施計画書1	○			
		2.補助事業実施体制	実施計画書2	○			
		3.システム提案概要図	実施計画書3	○			
		4.所要資金計画	実施計画書4	○			
		5.建築物全体電力消費量実績値	実施計画書5	○			
		6.節電効果計算書	実施計画書6	○			
		7.節電効果総括表	実施計画書7	○			
		別紙 建築物の所有割合	実施計画書 別紙	該			
	資料	工事の参考見積書			○		
		改修前の機器のカタログ又は機器表の写真 ※1			○		
改修前の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)				○			
改修後の機器のカタログ ※1				○			
改修後の機器配置が分かる図面(平面図・立面図)				○			
電力会社発行の平成20年から平成22年の電気使用量明細				○			
実施工程スケジュール				○			
	一次エネルギー換算値の計算書	電気からガス等、使用エネルギーを変更する際は、提出すること	該				
④	その他	(1)会社概要書(会社案内・業種・従業員数・事業案内等) ※2		○			
		(2)事業者の現在事項全部証明書(原本) ※2	・個人の場合は印鑑証明書(原本)と住民票 ・管理組合法人の場合は法人の登記簿謄本 ・組合の場合は登記簿謄本	○			
		(3)事業実績(決算報告書・財務のあらまし等) ※2	個人の場合は、確定申告の控え	○			
		(4)建物の登記簿謄本(原本)	分譲集合住宅で管理組合法人が申請の場合は、建物共用部分の登記簿謄本	○			
		(5)設備設置承諾書(設備所有者と建物所有者が違う場合)		該			
		(6)ESCO契約書(案)	ESCO利用のみ	該			
		(7)リース契約書(案)	リース利用のみ	該			
		(8)割賦契約書(案)	割賦利用のみ	該			
		(9)その他事業説明に必要な書類		該			
		(10)作成したデータをコピーしたCD-ROM	提出する書類と同一の内容であること	○			

- 備考 ※1 カタログには、節電計算書に入力したメーカー、型番、数値が入ったページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマーカーをいれること。
 ※2 共同申請の場合④その他(1)～(3)添付書類が各社分必要。
 ■登記簿謄本、現在事項全部証明書、印鑑証明書、住民票はいずれも発行から3か月以内のものとする。
 ■会社概要には従業員数、業種が必ず記載してあること。

様式第1-1

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申請日を必ず記入すること。
また申請日は公募期間の
日付であること。
平成24年〇〇月〇〇日

補助金の支払いを受ける
事業者を入力すること。

商業登記簿謄本に
入力されているとおり、
住所、社名、代表者名を
入力すること。

住 所 東京都中央区△△町△△丁目△番△号

申請者 名 称 株式会社〇〇

代表者等名 代表取締役 △△ 太郎

印

肩書は正しく表記すること。
例) 代表取締役社長
代表執行役 など

登録印であること。

「建築物節電改修支援事業費補助金」交付申請書

建築物節電改修支援事業費補助金交付規程第4条の規定に基づき、経済産業省が定めた建築物節電改修支援事業費補助金交付要綱第4条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

1 補助事業名	株式会社〇〇 △△ビル節電改修工事
2 補助金交付申請額	11,915,618 円
3 補助率	1/3
4 電力削減量	118,592.2 kWh/年
5 電力削減率	25%
6 費用対効果 (補助対象経費合計÷電力削減量)	301 円/kWh/年
7 設置される設備の概要	別紙実施計画書に記載の通り

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する建築物節電改修支援事業費補助金は、経済産業省が定めた建築物節電改修支援事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、既築建築物に一定の節電効果を有する設備等を導入しようとする方に交付するものです。

実施計画書1(1/2)

1.実施概要

簡素にわかりやすい表現とすること(概ね25文字以内)。仮称等の表現は不可。

補助事業名	株式会社〇〇 節電改修工事
-------	---------------

申請者	申請者名	株式会社〇〇	資本金	63,760,000
	住所	〒104-0061	前年度資産合計	338,794,345
	東京都中央区銀座△△町△△丁目△番△地		前年度負債合計	251,036,574
	T E L		前年度純資産合計	87,757,771
	F A X	補助金の支払いを受ける事業者を入力すること。	前年度売上高	88,092,524
	業種	小売業	前年度経常利益	12,123,038
	従業員数	130名	前年度当期純利益	8,285,554
設備設置者	申請者名		資本金	
	住所		前年度資産合計	
			前年度負債合計	
	T E L	補助金の支払いを受ける事業者と、設備設置者が違う場合入力すること。	前年度純資産合計	
	F A X		前年度売上高	
	業種		前年度経常利益	
	従業員数		前年度当期純利益	

いずれかを利用の場合は○を付けること。

事業概要	リース等の有無	ESCO利用	リース利用	割賦利用	
	建築物概要	名称	株式会社〇〇		
		所在地	東京都中央区銀座△△町△△丁目△番△地		
		用途	店舗		
		階数	地上4階		
	延床面積	1,841㎡			
	竣工年月	1996年10月			
	共同所有		あり	なし	
	申請条件	建物一棟		設備区分単位	
	補助対象経費(建物全体)	I 設備費	22,037,660 円		
II 計測装置費		500,000 円			
III 工事費		13,209,200 円			
合計		35,746,860 円			
補助率	1/3	中小企業者に該当する為1/2			
補助金交付申請額				11,915,618 円	
費用対効果	(補助対象経費合計(円)÷電			301 円/(kWh/年)	
電力削減量				118,593 (kWh/年)	
電力削減率				28.5 (%)	

設備を導入する建築物の概要を建物登記簿本に記載の通り、入力すること。

共同所有、申請条件、補助率は該当するものに○をすること。

P33「4. 所要資金計画」の金額を入力すること。

P36「7. 節電効果統括表」の電力削減量及び電力削減率を入力すること。

実施計画書1(2/2)

1.実施概要

補助事業名	株式会社〇〇 節電改修工事
-------	---------------

設備概要	改修する設備	<input checked="" type="checkbox"/> 空調 <input checked="" type="checkbox"/> 照明 給湯 <input checked="" type="checkbox"/> 冷蔵・冷凍 その他()
	設備仕様	空調 ・インバーター空調機 36台 照明 ・高効率照明器具、LED照明器具への更新 冷蔵・冷凍 ・高効率冷蔵・冷凍ショーケース 18台

該当するものに○を付けること。
申請区分が建築物一棟の場合は2つ以上、設備区分単体では1つに○を付けること。

P29「補助対象経費」合計額の資金計画内訳を入力すること

資金計画	補助金	11,915,618	円
	自己資金	26,180,242	円
	借入金	0	円
	合計	38,095,860	円

工事完了日は7月31日以前の日付とすること。

工事完了予定日	平成24年7月31日
事業完了予定日	平成24年8月31日

事業実施に関する事項	(1) 節電に対する取組内容	取組内容を具体的に入力すること。 事業完了日は8月31日以前の日付とすること。
	(2) 導入する設備の先進性、モデル性	
	(3) 他の補助金との関係	なし
	(4) その他実施上問題となる事項	なし

(注) 当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。

(注) 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

実施計画書2

2.補助事業実施体制

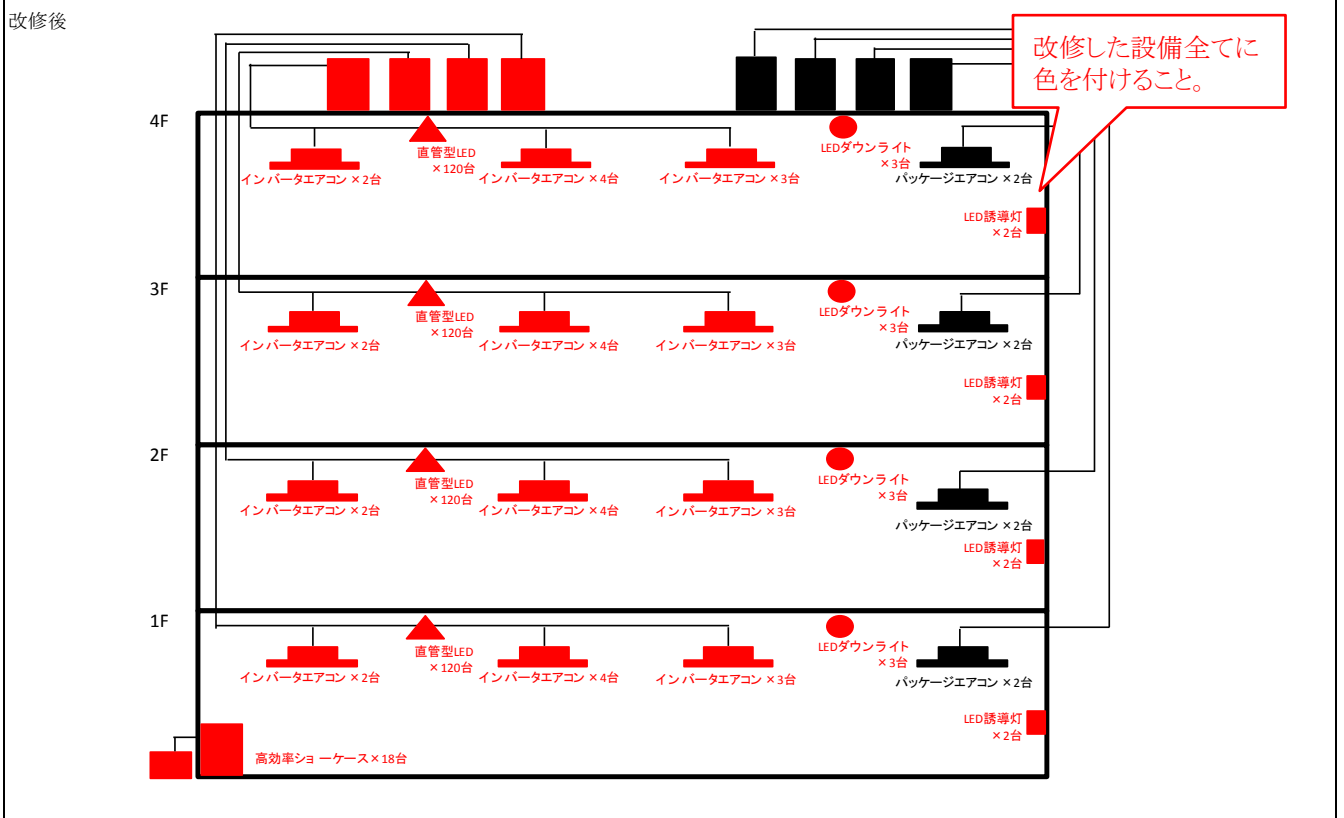
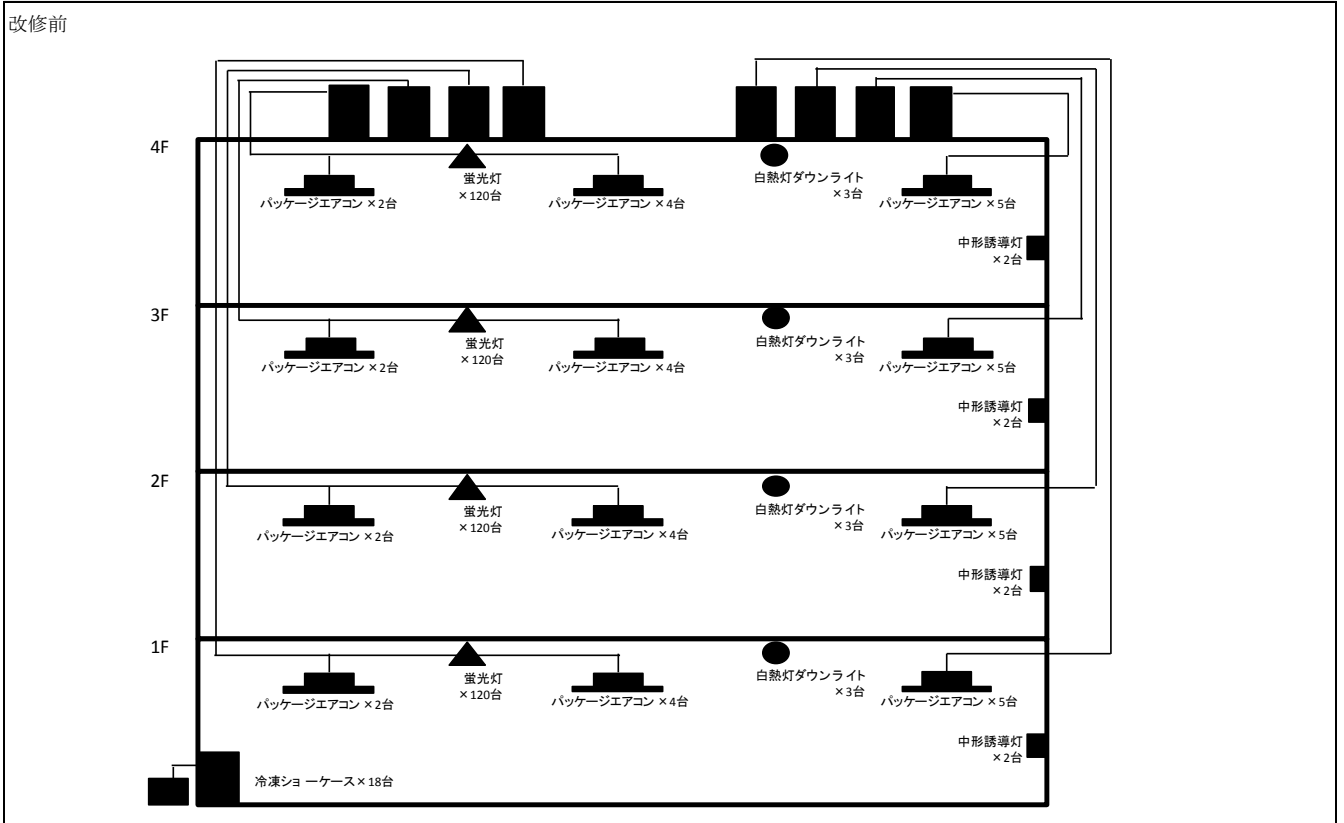
		株式会社〇〇 節電改修工事			
所有面積が最も多く、事業内容を熟知している担当者を記入すること。	株式会社〇〇		担当者直通の住所・TEL・FAX・メールアドレスを必ず入力すること。		
	代表取締役				
設備設置者担当者	氏名	△△ 太郎			
	住所	〒 104-0061	東京都中央区銀座△△町△△丁目△番△地		
	TEL	03-1234-5678	FAX	03-1234-5679	
	E-mail	setsuden@aaa.co.jp			
ESCOを利用の場合は入力すること。	会社名				
	所属・役職				
	氏名				
	住所	〒			
リース・割賦を利用の場合は入力すること。	TEL		FAX		
	E-mail				
	会社名				
	所属・役職				
リース・割賦事業者担当者	氏名				
	住所	〒			
	TEL		FAX		
	E-mail				
設計・コンサルタントがいる場合は入力すること。	会社名				
	所属・役職				
	氏名				
	住所	〒			
設計・コンサルタント担当者	TEL		FAX		
	E-mail				
	会社名				
	所属・役職				
施工予定業者がいる場合は入力すること。	氏名				
	住所	〒			
	TEL		FAX		
	E-mail				
施工予定者	会社名				
	所属・役職				
	氏名				
	住所	〒			
上記に入力できない担当者がある場合は入力すること。 ()内に役割を入力すること。			FAX		
	所属・役職				
	氏名				
	住所	〒			
(その他担当者)	TEL		FAX		
	E-mail				

実施計画書3

全体のシステムが改修前後で分かるよう記載すること。

3.システム提案概要図

補助事業名	株式会社〇〇 節電改修工事
-------	---------------



実施計画書4

空調、給湯、照明、
冷蔵・冷凍、計測、
その他のいずれかを入力
すること。

4. 所要資金計画

補助対象外の機器も
含めた全体の経費を
漏れなく入力すること。

補助事業名		株式会社〇〇 節電改修工事				
費目	設備区分	項目	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	補助率	補助金交付申請額
I 設備費	空調	高効率熱源機器への更新	5,059,000	5,059,000	1/3	7,345,886
	照明	直管型LED照明	9,702,260	9,702,260		
	冷蔵・冷凍	冷凍ショーケース	7,276,400	7,276,400		
		小計	22,037,660	22,037,660		
II 計測装置費	計測	電力装置費	500,000	500,000	1/3	166,666
		小計	500,000	500,000		
III 工事費	空調	空調機ファン変風量制御	8,341,000	7,341,000	1/3	4,403,066
	照明	直管型LED照明	2,896,200	1,896,200		
	冷蔵・冷凍	冷凍ショーケース	4,178,000	3,829,000		
	計測	電力装置費	143,000	143,000		
	小計	15,558,200	13,209,200			
小計						
補助金調整額						
合計			38,095,860	35,746,860		11,915,618

導入する設備の名称を
入力すること。

補助対象となる部分
の経費のみ入力する
こと。

補助率1/3を入力すること。
ただし、中小企業者にあたる
申請者は1/2と入力すること。

該当する設備区分ごとに明確に
分けて入力すること。

金額は全て消費税抜きの金額を
入力すること。

- 各設備区分毎・経費発生項目毎に記入のこと。
- 上記経費は補助事業と類似の事業において同
- 所要資金計画の根拠となる設計事務所、建設業者、施工業者、メーカー等により作成された参考見積書を記載し添付すること。

補助金額の上限5000万円を
超える場合は、上限金額に収ま
るよう、調整金額を入力すること。

補助金額の合計が5000万円を
超えないこと。

実施計画書5

5.建築物全体電力消費量(kWh)実績値

補助事業名	株式会社〇〇 節電改修工事
-------	---------------

月	平成20年	平成21年	平成22年	(平成23年)
1	30,587	31,597	30,802	
2	31,529	32,563	31,897	
3	32,564	32,925	31,008	
4	33,694	33,065	32,307	
5	36,872	36,824	36,987	
6	38,798	39,936	39,521	
7	45,987	45,087	45,602	
8	49,998	49,257	49,361	
9	45,564	46,097	46,089	
10	44,067	43,952	43,854	
11	41,587	42,058	41,892	
12	35,258	36,196	36,490	
計	466,505	469,557	465,810	

年間平均電力消費量 (入力合計÷入力月数×12か月)	467,291 kWh/年
-------------------------------	---------------

■ 3年間分の電力会社発行の仕様量明細を添付すること。

※平成23年分については任意提出とする。

P36「7.節電効果総括表」の改修前電力消費量の総電力量に入力すること。

電力会社発行の使用量明細を保管していない場合は、電力会社等に問合せを行い、明細書を必ず添付すること。

実施計画書6

6.節電効果計算書

設備
区分

補助事業名

株式会社〇〇 節電改修工事

- 改修前後での導入設備の設置台数、設備能力、節電効果及び計算根拠を記入すること。
 - 計算方法については、P14、15「節電効果の計算方法」を参照のこと。
 - 改修の全容がわかる図面を添付の上、図面に改修前後の設備が分かるように付番すること。
 - 設備区分毎に提出すること。
- ※A4サイズに収まらない場合は、自由に加工し使用してもよい。ただし補助事業名、設備区分を明記のこと。

※特定の設備のみでの申請の場合は、申請書を自動計算できるシートを利用することも可能。
(詳細はP37「自動計算フォーム」の表1を確認後、P41～43を参照)

実施計画書7

7.節電効果総括表

補助事業名	株式会社〇〇 節電改修工事
-------	---------------

設備区分	改修前電力消費量 (kWh/年)	改修後電力消費量 (kWh/年)	電力削減量 (kWh/年)	削減率 (%)
空調	212,896	145,332	67,564	31.7%
照明	100,892	68,260	32,633	32.3%
給湯	① 導入する設備の改修前後の電力消費量と、電力削減量を計算すること。			0.0%
冷蔵・冷凍	85,147	原則③の値と同じ数値を入力すること。		⑤ 21.6%
その他設備	0	0	0	①～④の結果から計算すること。 0.0%
上記以外	③ 68,356	④ 68,356	0	0.0%
総電力量	② 467,291	348,699	118,593	28.5 %

■建物一棟での申請の場合

「②総電力量」から「①改修前電力消費量の和」を引いた値を入力すること。

P34「5. 建築物全体電力消費量実績値」の年間平均電力消費量を入力すること。

年間平均電力削減量	118,593 kWh/年
建築物一棟での削減率	28.50 %

■設備単体での申請の場合

設備区分単位での削減率	%
-------------	---

■改修率

P35「6. 節電効果計算書」で計算した結果を、入力すること。

導入設備	改修前台数合計	改修台数合計	台数改修率	備考
空調	44 台	36 台	81 %	
照明	480 台	480 台	100 %	
冷蔵・冷凍	18 台	18 台	100 %	
	台	台	%	

導入設備	改修前設備能力 (能力合計)	改修台数の設備能力 (能力合計)	能力改修率	備考
空調	883.0 kW	763.0 kW	86.4 %	
照明	39.8 kW	39.8 kW	100 %	
冷蔵・冷凍	45.7 kW	45.7 kW	100 %	
	kW	kW	%	

5. 交付申請書の様式・入力例

該当する申請において必要な書類

- ・「建築物節電改修支援事業費補助金」交付申請書(様式1-2)
※共同申請の場合は提出すること。(リース契約、建築物共同所有等)
- ・建築物の所有割合(実施計画書別紙)
※建築物所有者が複数存在する共同申請の場合は提出すること。
- ・設備設置承諾書
※設備設置者と建築物所有者が違う場合は提出すること。
- ・自動計算フォーム
※下記表1の機器のみ(複数でも単体でも可)での申請の場合は以降の「6. 節電効果計算書(改修前、改修後)」の自動計算フォームを利用して申請できる。
また、自動計算フォームを利用の場合も、申請の際に改修前後の設備が分かるよう、リプレイス対応番号を振った図面を添付すること。

表 1

設備区分	設備名
空調設備	電動式マルチエアコン、電動式パッケージエアコン
照明設備	特殊用途以外の照明全て(インバーター蛍光灯、LED等)
冷蔵・冷凍設備	熱源装置組込み(別置式を含む)の冷蔵庫・冷蔵ショーケース

様式第1-2

共同申請の場合は提出すること。
(リース契約、建築物共同所有者等)

「建築物節電改修支援事業費補助金」交付申請書

様式第1-1の申請者を建築物節電改修支援事業費補助金申請者として選任することに同意し、建築物節電改修支援事業費補助金交付規程第4条の規定に基づき、経済産業省が定めた建築物節電改修支援事業費補助金交付要綱第4条に基づく国庫補助金の交付を下記要項に従って申請します。また、協議事項について当事者同士が誠意をもって問題解決に努め、一般社団法人環境共創イニシアチブに一切の苦情・請求は行いません。

補助事業名 株式会社〇〇 △△ビル節電改修工事

住 所 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

申請者

名 称 株式会社〇〇

代表者等名 代表取締役 節電 上手

印

登録印であること。

住 所 東京都品川区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

申請者

名 称 株式会社△△

代表者等名 代表取締役 環境 良子

印

登録印であること。

住 所 東京都港区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

申請者

名 称 株式会社■ ■

代表者等名 代表取締役 江個 進

印

登録印であること。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する建築物節電改修支援事業費補助金は、経済産業省が定めた建築物節電改修支援事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、既築建築物に一定の節電効果を有する設備等を導入しようとする方に交付するものです。

実施計画書 別紙

建築物所有者が複数存在する
共同申請の場合は提出すること。

建築物の所有割合

補助事業名	株式会社〇〇 節電改修工事
-------	---------------

建築物所有者一覧 ※不動産登記簿に記載されている建築物所有者について記入すること。

所有者1 代表事業者 (専有面積が最も多い者)	所有者名	株式会社〇〇	業種	飲料食品小売業
	資本金		従業員数	30名
	前年度売上高		前年度純利益	1,987,654
	中小企業の該当	○		
	所有面積	1,490.00㎡	所有割合	50.0%
所有者2	所有者名	株式会社〇〇	業種	理容業
	資本金	300万円	従業員数	3名
	前年度売上高	38,765,432円	前年度純利益	325,403円
	中小企業の該当	○		
	所有面積	1000.00㎡	所有割合	33.6%
所有者3	所有者名	環境 小次郎	業種	個人
	資本金		従業員数	
	前年度売上高		前年度純利益	
	中小企業の該当	○		
	所有面積	490.00㎡	所有割合	16.4%
所有者4	所有者名		業種	
	資本金		従業員数	
	前年度売上高		前年度純利益	
	中小企業の該当			
	所有面積		所有割合	
所有者5	所有者名		業種	
	資本金		従業員数	
	前年度売上高		前年度純利益	
	中小企業の該当			
	所有面積		所有割合	

所有者1は専有面積が
最も多い事業者を入力すること。

■所有者全員の会社概要、事業者登記簿、事業者実績(決算報告書)を添付すること。

全て登記簿謄本の内容を
入力すること。

(1)節電効果計算書の使用例(空調の場合)

図面のページ番号を入力すること。

図面上の機種毎に、改修後と対応ができるよう、通し番号を入力すること。

- ・A～K、N、Oを必ず入力すること。
- ・L、M、P、Qが自動計算される。
- ・C～E、H～Kは製品カタログを参照のこと。
- ・N、OについてはP14、15の「節電効果の計算方法」を参照のこと。

6.節電効果計算書 改修前													空調 (1/n)			
No.	A	B	C	D	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
図面番号	リプレイス対応番号	メーカー名	機種	設置台数	改修しない台数	冷房能力 (kW/台)	暖房能力 (kW/台)	定格冷房消費電力 (kW/台)	定格暖房消費電力 (kW/台)	冷暖平均能力 (kW) (台数合計)	冷暖平均定格消費電力 (kW) (台数合計)	年間稼働時間 (h/年)	負荷率	年間電力消費量 (kWh/年)	改修台数の設備能力 (kW)	
1	1	1	☆☆ ☆☆-X000011111	HP空調	2	0	25.0	28.0	8.4	7.7	53.0	16.1	1200	0.6	11,592.0	53.0
2	1	2	☆☆ ☆☆-X000022222	HP空調	4	0	12.5	14.0	3.5	3.5	53.0	14.0	2200	0.6	18,480.0	53.0
3	1	3	☆☆ ☆☆-X000044444	HP空調	5	2	14.0	16.0	4.5	4.4	75.0	22.3	2200	0.4	19,624.0	45.0
4	2	4	☆☆ ☆☆-X000011111	HP空調	2	0	25.0	28.0	8.4	7.7	53.0	16.1	1200	0.6	11,592.0	53.0
5	2	5	☆☆ ☆☆-X000022222	HP空調	4	0	25.0	28.0	8.4	7.7	106.0	32.2	1200	0.6	23,184.0	106.0
6	2	6	☆☆ ☆☆-X000044444	HP空調	5	2	14.0	16.0	4.5	4.4	75.0	22.3	2200	0.4	19,624.0	45.0
合計					44	8					883.0				212,896.0	763.0

P36「7.節電効果総括表」の改修前台数合計に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修前設備能力に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修前電力消費量に入力すること。

申請する設置台数の合計は建物全体の設置台数を超えてはなりません。

- 改修前の機器配置図面を添付すること。
- 改修前の機器のカタログ又は機器表写真をそれぞれの機器に

F-Gの差を、P36「7.節電効果総括表」の改修台数合計に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修台数の設備能力に入力すること。

改修前と対応できる番号を振ること。

6.節電効果計算書 改修後													空調 (1/n)		
No.	a	b	c	d	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p
図面番号	リプレイス対応番号	メーカー名	機種	設置台数	改修しない台数	冷房能力 (kW/台)	暖房能力 (kW/台)	定格冷房消費電力 (kW/台)	定格暖房消費電力 (kW/台)	冷暖平均能力 (kW) (台数合計)	冷暖平均定格消費電力 (kW) (台数合計)	年間稼働時間 (h/年)	負荷率	年間電力消費量 (kWh/年)	
1	1	1	□□ 720-ZZZZZZZ	HP空調	2	0	25.0	28.0	8.1	7.9	53	16	1200	0.55	10560.0
2	1	2	□□ 720-XXXXXXX	HP空調	4	0	10.0	11.2	2.8	2.6	42.4	10.8	2200	0.55	13068.0
3	1	3	□□ 720-ZZZZZZZ	HP空調	3	0	12.5	14.0	3.5	3.5	39.8	10.5	2200	0.55	12705.0
4	2	4	□□ 720-ZZZZZZZ	HP空調	2	0	25.0	28.0	8.1	7.9	53	16	1200	0.55	10560.0
5	2	5	□□ 720-XXXXXXX	HP空調	4	0	10.0	11.2	2.8	2.6	42.4	10.8	2200	0.55	13068.0
6	2	6	□□ 720-ZZZZZZZ	HP空調	3	0	12.5	14.0	3.5	3.5	39.8	10.5	2200	0.55	12705.0
合計					36	0					540.8				145,332.0

F-Gの差を、P36「7.節電効果総括表」の改修台数合計に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修後電力消費量に入力すること。

- 改修後の機器配置図面を添付すること。
- 改修後の機器のカタログをそれぞれの機器について添付すること。

(2)節電効果計算書の使用例(照明の場合)

図面のページ番号を入力すること。

図面上の機種毎に、改修後と対応ができるよう、通し番号を入力すること。

- ・A～H、Jを必ず入力すること。
- ・I、K、Lが自動計算される。
- ・C～E、Hは製品カタログを参照のこと。
- ・JについてはP14、15の「節電効果の計算方法」を参照のこと。

6.節電効果計算書 改修前												
株式会社〇〇 節電改修工事											設備区分	照明 (1/n)
補助事業名	A	B	C	D	F	G	H	I	J	K	L	
No.	図面番号	リプレイス対応番号	メーカー名 E 型番	機種	設置台数	改修しない台数	1台あたりの消費電力(W/台)	定格消費電力(kW) (台数合計)	年間稼働時間(h/年)	年間電力消費量(kWh/年)	改修台数の設備能力(kW)	
1	1	13	〇〇 〇〇-11111111	FL40W/2本	120	0	80.0	9.600	2,500	24,000.00	9.600	
2	1	14	〇〇 〇〇-22222222	白熱灯ダウンライト	3	0	100.0	0.300	2,500	750.00	0.300	
3	1	15	〇〇 〇〇-33333333	中形誘導灯	2	0	27.0	0.054	8,760	473.04	0.054	
4	2	16	〇〇 〇〇-11111111	FL40W/2本	120	0	80.0	9.600	2,500	24,000.00	9.600	
5	2	17	〇〇 〇〇-22222222	白熱灯ダウンライト	3	0	100.0	0.300	2,500	750.00	0.300	
6	2	18	〇〇 〇〇-33333333	中形誘導灯	2	0	27.0	0.054	8,760	473.04	0.054	
23												
24												
25												
合計					500	0		39.8		100,892.2	39.8	

P36「7.節電効果総括表」の改修前台数合計を入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修前設備能力を入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修前電力消費量を入力すること。

申請する設置台数の合計は建物全体の設置台数と一致しません。

- 改修前の機器配置図面を添付すること。
- 改修前の機器のカタログ又は機器表写真をそれぞれの機器について添付すること。

F-Gの差を、P36「7.節電効果総括表」の改修台数合計を入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修台数の設備能力を入力すること。

改修前と対応できる番号を振ること。

6.節電効果計算書 改修後												
株式会社〇〇 節電改修工事											設備区分	照明 (1/n)
補助事業名	a	b	c	d	f	g	h	i	j	k		
No.	図面番号	リプレイス対応番号	メーカー名 e 型番	機種	設置台数	改修しない台数	1台あたりの消費電力(W/台)	定格消費電力(kW) (台数合計)	年間稼働時間(h/年)	年間電力消費量(kWh/年)		
1	1	13	△△ △△-1234567890	直管型LED	120	0	56.5	6.780	2,500	16,950.0		
2	1	14	△△ △△-ABCDEFG	LEDダウンライト	2	0	13.0	0.026	2,500	65.0		
3	1	15	△△ △△-0987654321	LED誘導灯	3	0	1.9	0.006	8,760	49.9		
4	2	16	△△ △△-1234567890	直管型LED	120	0	56.5	6.780	2,500	16,950.0		
5	2	17	△△ △△-ABCDEFG	LEDダウンライト	2	0	13.0	0.026	2,500	65.0		
6	2	18	△△ △△-0987654321	LED誘導灯	3	0	1.9	0.006	8,760	49.9		
23												
24												
25												
合計					500	0		27.2		68,259.6		

F-Gの差を、P36「7.節電効果総括表」の改修台数合計を入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修後電力消費量を入力すること。

- 改修後の機器配置図面を添付すること。
- 改修後の機器のカタログをそれぞれの機器について添付すること。

(3)節電効果計算書の使用例(冷蔵・冷凍の場合)

図面のページ番号を入力すること。

図面上の機種毎に、改修後と対応ができるよう、通し番号を入力すること。

- ・A～I, K, L, Mを必ず入力すること。
- ・J, N, Oが自動計算される。
- ・C～E, H, Iは製品カタログを参照のこと。
- ・L, MについてはP14, 15の「節電効果の計算方法」を参照のこと。

6.節電効果計算書 改修前										設備区分 冷蔵・冷凍 (1/n)				
補助事業名	株式会社 ○ 本社ビル 節電改修工事													
No.	A 図面番号	B リプレイス対応番号	C メーカー名	D 機種	F 設置台数	G 改修しない台数	H 冷蔵能力 (kW/台)	I 定格冷蔵消費電力 (kW/台)	J 冷蔵能力 (kW) (台数合計)	K 冷蔵定格消費電力 (kW) (台数合計)	L 年間稼働時間 (h/年)	M 負荷率	N 年間電力消費量 (kWh/年)	O 改修台数の設備能力 (kW)
			E 型番											
1	1	25	○	冷凍ショーケース DL-888800	8	0	2.4	0.823	19.20	6.6	8760	0.6	34688.6	19.20
2	1	26	△	冷凍ショーケース SAN-123000	8	0	2.62	0.9	20.96	7.2	8760	0.6	37843.2	20.96
3	1	27	■	冷凍ショーケース MZPH-45670	2	0	2.78	1.2	5.56	2.4	8760	0.6	12614.4	5.56
合計					18	0			45.8				93556.8	332.8

P36「7.節電効果総括表」の改修前台数合計に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修前設備能力に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修前電力消費量に入力すること。

申請する設置台数の合計は建物全体の設置台数と一致ありません。

- 改修前の機器配置図面を添付すること。
- 改修前の機器のカタログ又は機器表写真をそれぞれの機器について添付

F-Gの差を、P36「7.節電効果総括表」の改修台数合計に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修台数の設備能力に入力すること。

改修前と対応できるよう番号を振る。

6.節電効果計算書 改修後										設備区分 冷蔵・冷凍 (1/n)				
補助事業名	株式会社 ○ 本社ビル 節電改修工事													
No.	a 図面番号	b リプレイス対応番号	c メーカー名	d 機種	f 設置台数	g 改修しない台数	h 冷蔵能力 (kW/台)	i 定格冷蔵消費電力 (kW/台)	j 冷蔵能力 (kW) (台数合計)	k 冷蔵定格消費電力 (kW) (台数合計)	l 年間稼働時間 (h/年)	m 負荷率	n 年間電力消費量 (kWh/年)	
			e 型番											
1	1	25	★	冷凍ショーケース SSI-100200	4	0	1.8	0.56	7.2	2.2	8760	0.6	11563.2	
2	1	26	△	冷凍ショーケース WSA-2200	4	0	1.7	0.55	6.8	2.2	8760	0.6	11563.2	
3	1	27	◎	冷凍ショーケース YMSII100S	5	0	1.8	0.68	9	3.4	8760	0.6	17870.4	
4	1	27	◆	冷凍ショーケース MPSU-860XX	5	0	1.9	0.98	9.5	4.9	8760	0.6	25754.4	
合計					18	0			32.5				66751.2	

F-Gの差を、P36「7.節電効果総括表」の改修台数合計に入力すること。

P36「7.節電効果総括表」の改修後電力消費量に入力すること。

- 改修後の機器配置図面を添付すること。
- 改修後の機器のカタログをそれぞれの機器について添付すること。

6. よくある質問と回答

Q1 ショッピングセンター内のテナントのみでの申請は可能ですか？

A1 独自に電力計測をしており、設備を所有しているテナントであれば申請は可能です。設備を所有していない場合は、建築主の申請となりますのでご注意ください。

Q2 LEDの管球単体の改修は補助の対象となりますか？

A2 資産計上ができるのであれば補助対象となります。但し、安全性に留意するような仕様をお願いします。

Q3 公募が多数の場合、先着順ですか？

A3 先着順ではありません。節電効果などを公正に審査して決定いたします。

Q4 工場は対象になりますか？

A4 工場は対象外ですが、同一敷地内に事務所があり、事務所が独自に電力計測が行われている場合は対象となります。

Q5 壁・屋根の断熱材は対象になりますか？

A5 対象となります。ただし、断熱材単体での申請は受け付けておりません。

Q6 医療法人・社会福祉法人は補助対象になりますか？また、補助率は？

A6 対象となります。補助率1/3となります。

Q7 パート・アルバイトは従業員に含まれますか？

A7 従業員に含まれます。

Q8 コンビニ等、チェーン店の複数店舗の一括申請は可能ですか？

A8 一括での申請はできません。店舗毎に申請して下さい。

Q9 採択後、実際の節電効果が出なかった場合はどうなりますか？

A9 導入から1年後に節電効果の報告して頂きます。目標値を達成できない場合は、事業改善計画書等をご提出いただき目標値が達成できるまで報告をしていただきます。

Q10 同一会社の支店など、敷地の離れた複数の建築物をまとめて申請が可能でしょうか？

A10 一括での申請はできません。建築物毎に申請して下さい。

Q11 提出書類の会社パンフレットがないのですが、どうしたらよろしいですか？

A11 必要内容を記載したものを作成していただき、提出してください。

Q12 既存の機械が古すぎてカタログが無く、銘板が読めないのですが、どうしたらよろしいですか？

A12 メーカーに問い合わせをいただき、内容が記載されているものを取り寄せてください。

Q13 申請書の事前チェックをして欲しいのですが？

A13 事前チェックはしておりません。チェックシートをご確認いただき、申請書の郵送をお願いいたします。